

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年10月28日(2021.10.28)

【公開番号】特開2020-191910(P2020-191910A)

【公開日】令和2年12月3日(2020.12.3)

【年通号数】公開・登録公報2020-049

【出願番号】特願2019-97586(P2019-97586)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 0 4 D
A 6 3 F	7/02	3 1 0 A
A 6 3 F	7/02	3 3 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年9月16日(2021.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の始動条件が成立することに基づいて図柄の変動表示を行い、該図柄の変動表示の結果に基づいて遊技者に利益を付与する遊技機において、

所定の遊技領域が形成される遊技盤と、

前記遊技盤に設けられ、遊技機前方側から視認可能に光を照射する複数の発光部と、

図柄の変動表示に応じた演出制御を行なうことが可能であり、前記複数の発光部の発光を制御する演出制御手段と、

前記遊技盤を装着可能であり、外枠に対して開閉可能な本体枠と、

前記外枠に対する前記本体枠の開閉状態を検出する開閉状態検出部と、

前記遊技盤に設けられ、遊技機の後方側に膨出する後方膨出部と、

前記後方膨出部に設けられる透光部と、を備え、

前記演出制御手段は、前記開閉状態検出部の検出結果に基づいて、前記複数の発光部のうちの特定発光部の発光状態を変更することが可能であり、

前記特定発光部は、前記透光部を通じて遊技機の後方側から発光状態を認識できるように設けられる一方、

前記複数の発光部のうちの前記特定発光部とは異なる特別発光部は、前記透光部を通じて遊技機の後方側から発光状態を認識できないように設けられ、さらに、前記開閉状態検出部の検出結果に基づいた発光状態の変更が行われないものであり、

前記開閉状態検出部が前記本体枠の開放状態を検出すると、前記特定発光部については実行中の発光状態を消灯状態に変化させる一方で、前記特別発光部については実行中の発光状態を継続させるものであり、

さらに、前記特別発光部が実装される基板は、不透光性の樹脂で形成された所定のケース体に収容されてなる

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明は、

所定の始動条件が成立することに基づいて図柄の変動表示を行い、該図柄の変動表示の結果に基づいて遊技者に利益を付与する遊技機において、

所定の遊技領域が形成される遊技盤と、

前記遊技盤に設けられ、遊技機前方側から視認可能に光を照射する複数の発光部と、
図柄の変動表示に応じた演出制御を行なうことが可能であり、前記複数の発光部の発光を制御する演出制御手段と、

前記遊技盤を装着可能であり、外枠に対して開閉可能な本体枠と、

前記外枠に対する前記本体枠の開閉状態を検出する開閉状態検出部と、

前記遊技盤に設けられ、遊技機の後方側に膨出する後方膨出部と、

前記後方膨出部に設けられる透光部と、を備え、

前記演出制御手段は、前記開閉状態検出部の検出結果に基づいて、前記複数の発光部のうちの特定発光部の発光状態を変更することが可能であり、

前記特定発光部は、前記透光部を通じて遊技機の後方側から発光状態を認識できるように設けられる一方、

前記複数の発光部のうちの前記特定発光部とは異なる特別発光部は、前記透光部を通じて遊技機の後方側から発光状態を認識できないように設けられ、さらに、前記開閉状態検出部の検出結果に基づいた発光状態の変更が行われないものであり、

前記開閉状態検出部が前記本体枠の開放状態を検出すると、前記特定発光部については実行中の発光状態を消灯状態に変化させる一方で、前記特別発光部については実行中の発光状態を継続させるものであり、

さらに、前記特別発光部が実装される基板は、不透光性の樹脂で形成された所定のケース体に収容されてなる

ことを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】削除

【補正の内容】